

「滋賀県税条例等の一部を改正する条例案」について

1. 改正について

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」が、現在、国会で審議されており、この法案が成立した場合には、滋賀県税条例等について改正を行う必要があります。

2. 主な改正内容

- (1) 個人県民税について、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に改めます。
- (2) 上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する個人県民税の税率を軽減する特例を平成25年12月31日まで2年間延長します。
- (3) 一定の高齢者向けの賃貸住宅について、新築した場合などに係る不動産取得税の軽減措置を平成25年3月31日までに限り講じます。
- (4) 不動産取得税について、適用事例の少ない税負担軽減措置を廃止します。

3 その他

上記の法案には、2の(2)および(4)のほか、公布と同時に施行される内容のものが含まれており、その施行時期までに条例の改正を行う必要があります。